

1. 業務件名

木材利用 PR 動画等制作業務委託

2. 業務目的

福岡市では、平成 25 年に「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、地域産材（福岡市内及び市近郊で生育・伐採された木材）を活用した公共施設の整備に積極的に取り組んできたところである。

民間施設への木材の利用促進を図るため、市民及び民間事業者を対象に福岡市内及び市近郊における地域産材をはじめとした木材利用の取組みについて、SNS 等を用いて広く発信することにより、市民の木材に対する機運醸成及び木材利用に取り組む事業者を増やすことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 15 日まで

4. 履行場所

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課 外

5. 業務の内容

（1）本業務の主な対象

○福岡市内及び市近郊を拠点とする主に市民及び事業者（事業主、設計、施工、木材加工）を対象とする。

（2）木材利用促進に係る効果的な動画及び写真の作成

○発注者が提供する情報（写真等）や受注者において調達する写真・イラストなどをもとに、下記事項や提案内容を踏まえて、複数の動画制作及び PR 写真の提案をすること（制作本数、動画の尺は問わず、自由提案とする）。

- ・木材の良さを PR できる内容とすること。
- ・地域産材の良さを PR できる内容とすること。
- ・活用媒体（インスタグラム・HP）の特性や視聴者行動を考慮し、だれが見てもわかりやすく、途中で離脱せず最後まで見たくなるように、構成や編集などを工夫した内容とすること。

（3）様々な場面で活用できる広報媒体の作成

○提案内容を踏まえ木材利用に興味を持ってもらうための効果的な媒体を作成すること。

（4）SNS(インスタグラム)を活用した効果的な情報発信に関する手引きの作成

○提案内容を踏まえ、SNS を円滑に運用し効果的な情報発信を実施するための手引きを作成すること。

（5）その他自由提案

○上記以外に木材利用の促進につながることや情報発信に関することについて提案作成すること。

（6）報告書の作成

上記（2）～（5）の業務内容を報告書にとりまとめる。

(7)その他

本仕様に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図る。

6. 協議

発注者の求めに応じて適宜実施すること。

7 特記事項

- (1) 著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理することを前提に提案すること。
- (2) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は福岡市に帰属するものとし、福岡市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (3) 制作物の納品方法は、契約時に本市と受託者で協議の上決定する。
- (4) 福岡市は制作物を他の広報物に利用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は第三者による使用を了承するものと市、使用料がかからないこととする。
- (5) 受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

8. 成果品

成果品種別	形式	納品数	納品時期
動画・写真	電子データ(MP4、JPEG)	1部	完成次第
広報媒体	リーフレット等、成果品による	協議による	工期末
運用手引き	製本及びデータ	それぞれ1部	完成次第
自由提案	成果品による	協議による	協議による

※本業務の成果に使用した電子ファイルを1式提出する。提出にあたっては、ウイルスチェックを行い、ウイルスデータ更新日、実施日、使用ソフトを明記すること。